人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一五―一四―三二

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条の五第二項第一号中「又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童」を「（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六条第四項第一号の」の下に「その他」を加え、「であって職員と同居しているもの」を「（第二号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

勤務時間法第六条第四項第一号のその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第四条の六第一項中「前条第二項各号」を「前条第三項各号」に改める。

第四条の七中「第四条の五第二項各号」を「第四条の五第三項各号」に改める。

第二十二条第一項第八号中「親」の下に「（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同項第十二号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「この号において」を削る。

第二十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2　勤務時間法第二十条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し行わなければならない。

3　各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第六項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第二十三条に次の四項を加える。

4　職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各庁の長に対し申し出なければならない。

5　各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第三項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6　第三項又は前項の規定にかかわらず、各省各庁の長は、それぞれ、申出の期間又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7　指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二　介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2　一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第二十三条の三　介護時間の単位は、三十分とする。

2　介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第二十六条第一項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第二十六条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第二十条第一項」の下に「又は第二十条の二第一項」を加える。

第二十八条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「勤務時間法第二十条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事院が定める場合には、人事院が定める期間）」を加える。

第二十九条第一項中「同項の」の下に「規定により介護休暇の」を加え、同条第二項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（平成二十八年改正法附則第四条の規定による指定期間の指定）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号。以下「平成二十八年改正法」という。）附則第四条に規定する職員の申出は、勤務時間法第二十条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）に対し行わなければならない。

2　各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成二十八年改正法附則第四条に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。